

議案第11号

新居浜市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新居浜市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

(新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「189円」を「194円」に、「94円」を「97円」に改める。

(新居浜市商業振興施設設置及び管理条例の一部改正)

第2条 新居浜市商業振興施設設置及び管理条例(平成9年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「額に100分の105を乗じて得た額」を「額」に改める。

別表中

「

6,750円	11,250円	12,600円	18,000円	23,850円	30,600円	冷房 1,500円
8,100円	13,500円	15,120円	21,600円	28,620円	36,720円	暖房 700円

」を

「

7,290円	12,150円	13,600円	19,440円	25,750円	33,040円	冷房 1,620円
8,740円	14,580円	16,320円	23,320円	30,900円	39,650円	暖房 750円

」に、

「

300円	390円	冷房 100円
360円	460円	暖房 60円
390円	510円	冷房 130円
460円	600円	暖房 70円
340円	450円	冷房 110円
420円	540円	暖房 60円
390円	510円	冷房 130円
460円	600円	暖房 70円

」を

「

320円	420円	冷房 100円
380円	490円	暖房 60円
420円	550円	冷房 140円
490円	640円	暖房 70円
360円	480円	冷房 110円
450円	580円	暖房 60円
420円	550円	冷房 140円
490円	640円	暖房 70円

」に、「切り捨て」を「切

捨て」に、「200円を」を「210円を」に、「2,500円」を「2,700円」に、

「

4,920円	7,380円	12,300円	200円
3,270円	4,920円	8,190円	150円
1,650円	2,460円	4,110円	50円

」を

「

5,160円	7,740円	12,910円	210円
3,430円	5,160円	8,590円	150円
1,730円	2,580円	4,310円	50円

」に改める。

(新居浜市下水道条例の一部改正)

第3条 新居浜市下水道条例(昭和54年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(新居浜市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 新居浜市水道事業給水条例(平成10年条例第16号)の一部を次のように改正する。

本則(第2条、第39条及び第40条を除く。)及び別表第2中「市長」を「管理者」に改める。

第2条中「市長」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者をいう。第18条第2項及び第21条第1項前段を除き、以下同じ。)」に改める。

第20条第2項中「市職員」を「企業職員」に改める。

第21条第1項中「管理し」を「管理しなければならない。この場合において」に改める。

第25条第1項中「として料金を」を「として」に改める。

第31条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(新居浜市工業用水道事業管理及び給水に関する条例の一部改正)

第5条 新居浜市工業用水道事業管理及び給水に関する条例(昭和41年条例第12号)の一部を次のように改正する。

本則(第3条を除く。)中「市長」を「管理者」に改める。

第3条ただし書中「市長」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者をいう。第37条を除き、以下同じ。)」に改める。

第31条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第34条第1項中「職員」を「企業職員」に改める。

第37条中「詐欺」を「市長は、詐欺」に、「の又は」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(し尿処理手数料に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集、運搬及び処分するし尿に係るし尿処理手数料について適用し、同日前に収集、運搬及び処分するし尿に係るし尿処理手数料については、なお従前の例による。

(新居浜市商業振興施設の使用料に関する経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の新居浜市商業振興施設設置及び管理条例第7条及び別表の規定は、この条例の施行日以後の新居浜市商業振興施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の新居浜市商業振興施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(公共下水道の使用料に関する経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の新居浜市下水道条例第17条第2項の規定は、この条例の施行日前から継続して使用している公共下水道の使用料のうち、平成26年6月分以後のものとして徴収する公共下水道の使用料について適用し、同月分前のもので徴収する公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

(水道料金の算定方法に関する経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の新居浜市水道事業給水条例(次項において「改正後の給水条例」という。)第31条の規定は、この条例の施行日前から継続して供給している水道の使用に係る水道料金のうち、平成26年6月分以後のものとして徴収する水道料金について適用し、同月分前のもので徴収する水道料金については、なお従前の例による。

(水道の加入金に関する経過措置)

- 6 改正後の給水条例第31条の規定は、この条例の施行日以後の給水装置の新設又は改造の申込みに係る加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

(工業用水の水道料金等の算定方法に関する経過措置)

- 7 第5条の規定による改正後の新居浜市工業用水道事業管理及び給水に関する条例第31条の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る工業用水の水道料金及びメーター使用料について適用し、同日前の使用に係る工業用水の水道料金及びメーター使用料

については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、し尿処理手数料の額等を改定するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。